

## 確定拠出年金の拠出限度額の見直し及び他制度掛金相当額の算定に関する政省令の公布

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

### ポイント

- 9月1日、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」\*1、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」\*2が公布されました。また、政省令に併せて、通知等\*3~\*7も発出されました（意見募集結果\*8 \*9 同日公表）。
- 主な改正の内容は、以下のとおりです。
  1. 企業型DCの拠出限度額の見直し
  2. 個人型DC（以下、iDeCo）の拠出限度額の見直し
  3. 他制度掛金相当額の算定方法

\*1 [「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」](#)

\*2 [「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」](#)

\*3 [「「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令」及び「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」の公布について（通知）」](#)

\*4 [「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」](#)

\*5 [「確定給付企業年金制度について」の一部改正について](#)

\*6 [「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について](#)

\*7 [「確定給付企業年金規約例」の一部改正について](#)

\*8 [「「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案」に係る御意見募集（パブリックコメント）の結果について」](#)

\*9 [「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について」](#)

- 施行期日：2024年12月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 1. 企業型DCの拠出限度額の見直し

- ✓ 企業型DCの加入者がそれぞれ加入している他制度※1の掛金相当額の実態を踏まえて拠出限度額を定める
- ✓ 企業型DCの拠出限度額は月額5.5万円から、他制度掛金相当額※2を控除した額とする

DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額5.5万円	月額5.5万円 －他制度掛金相当額
②企業型DCとDB等の加入者	月額2.75万円	

※1 他制度とは、DB、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金

※2 他制度の給付水準を一定の計算により、企業型DCの事業主掛金相当額へ換算した金額

## 2. iDeCoの拠出限度額の見直し

- ✓ iDeCoの拠出限度額についても、他制度又は共済組合(国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合)に加入している場合は、企業型DCの拠出限度額の見直しと同様に他制度掛金相当額の実態を踏まえて拠出限度額を定める
- ✓ 加入する他制度又は共済組合によって、iDeCoの拠出限度額の上限は月額2万円又は月額1.2万円であるが、これを月額2万円に統一する
- ✓ iDeCoの拠出限度額は、月額5.5万円から企業型DCの事業主掛金と他制度掛金相当額(又は共済掛金相当額)を合わせた額を控除した残額まで拠出を可能とする(ただし、上限は月額2万円)

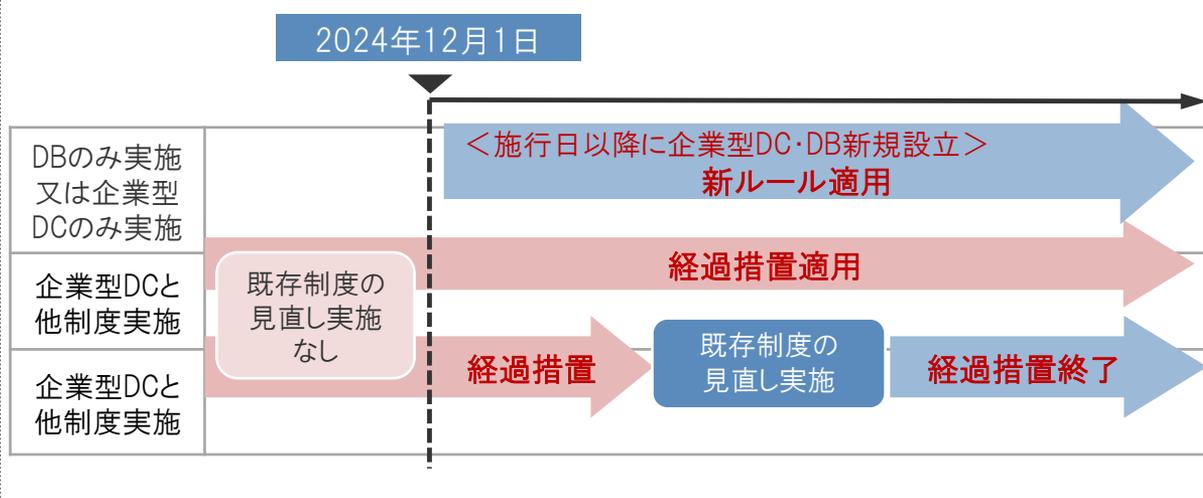
DB等の加入状況	現行	2024年12月～
①企業型DCのみの加入者	月額2万円	月額5.5万円 －(企業型DCの事業主掛金額 ＋他制度掛金相当額(又は共 済掛金相当額)) ※ただし、上限は月額2万円
②企業型DCとDB等の加入者	月額1.2万円	
③DB等のみの加入者	月額1.2万円	

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

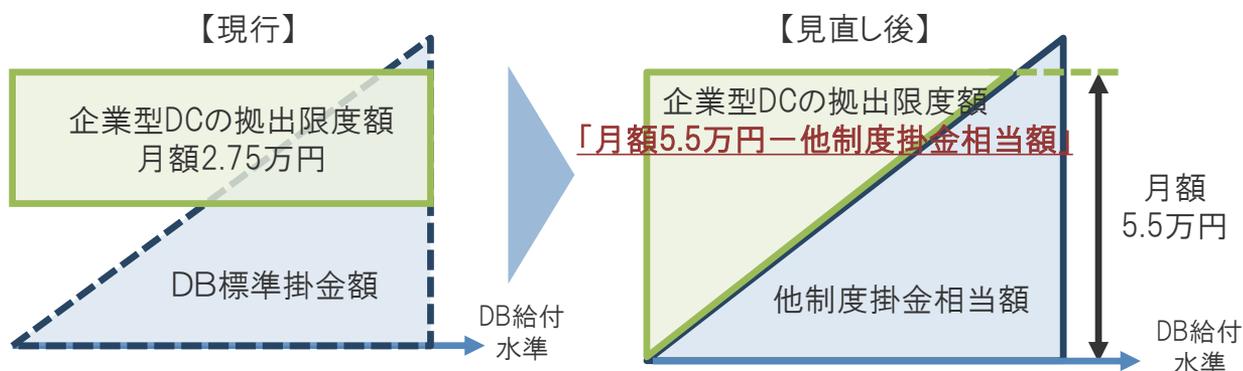
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 経過措置

- ✓ 本政令施行時に実施している企業型DCの拠出限度額については、「月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額」が月額2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を月額2.75万円とし、本政令の施行時の企業型年金規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする
- ✓ ただし、本政令の施行日以後に企業型年金規約のうち事業主掛金に関する事項(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合その他厚生労働省令で定める場合に該当したときは、経過措置は終了する  
(なお、本政令には記載されていませんが、DB規約事項のうち、給付設計の変更で、財政再計算を伴う見直しを行った場合も、経過措置が終了する方向で検討されています)
- ✓ 存続厚生年金基金の加入員に係る企業型DC及びiDeCoの拠出限度額についても、同様の措置を講じる



## 【ご参考】企業型DCの拠出限度額の変更イメージ図



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

### 3. 他制度掛金相当額の算定方法

- ✓ 他制度掛金相当額は、下記財政方式ごとの算定式により、財政運営単位で算定した額を月額換算した額とする
- ✓ 算定に際して直近の標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づき算定する
- ✓ 下記のいずれにも該当しない財政方式に係る他制度掛金相当額は、下記算定式に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定する

#### 【加入年齢方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{標準的な加入者の通常予測給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$$

#### 【開放基金方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{現在加入者将来分通常予測給付現価} + \text{将来加入者通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$$

#### 【閉鎖型総合保険料方式】

$$\text{他制度掛金相当額(円)} = \frac{\text{現在加入者の将来分通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$$

#### <その他の算定方法>

- ✓ 他制度掛金相当額は、定例財政再計算及び掛金の額の再計算を実施した都度算定する
- ✓ 複数の給付区分を設けている場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額を算定する（複数の給付区分に属する加入者の他制度掛金相当額は、各給付区分の他制度掛金相当額を合算した額とする）
- ✓ リスク分担型企業年金の他制度掛金相当額については、上記計算式における通常予測給付現価を「調整前の通常予測給付現価」に置き換えて算定する
- ✓ 簡易な基準(DB法施行規則第65条)に基づくDB又は上記算定式での算定が困難と厚生労働大臣が認めるDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算に基づく標準掛金額を当該計算基準日における加入者数で除した額を月額に換算した額とする
- ✓ DBの加入者負担掛金については、他制度掛金相当額に含めず、DB以外の他制度については、加入者負担掛金を含めて算定する
- ✓ 積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合(DB法第64条)、当該控除しなければならない額は零として算定する
- ✓ 他制度掛金相当額は千円未満の端数を四捨五入し、千円単位とする
- ✓ 厚生年金基金の加入員に係る他制度掛金相当額は、代行部分がないものとして、上記の財政方式ごとの算定式により算定する
- ✓ 他制度掛金相当額は簡易な基準に基づくDBを除いて年金数理人による確認を受けること

#### 経過措置

- ✓ 2024年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて算定する他制度掛金相当額は、直近の財政計算に基づく標準掛金額を当該計算基準日における加入者数で除した額を月額に換算した額とすることができる

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

以上